

## (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業変更届出の手引き

### 1 変更届出書の提出

(1) 変更の日から10日以内（登記事項証明書の添付を要する場合にあっては30日以内）に変更届出書に必要な添付書類を添えて提出してください。

(2) 提出方法は3R推進課窓口へ持参又は郵送となります。

正本1部、副本1部（正本のコピー可）を作成し提出してください。副本は受付印を押印し届出者控えとしてお返しします。（控えが不要の場合は正本1部のみの提出も可）

郵送での提出の場合は、副本の返信用封筒を同封して送付してください。

#### 提出先

郡山市3R推進課指導係

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

電話 024-924-2181

(3) 許可証の記載事項に変更がある場合は、許可証が書換えになります。新しい許可証を交付する際に古い許可証を返納してください。

(4) 取り扱う廃棄物の種類を増やす場合は、変更届出ではなく「事業範囲変更許可申請」が必要です。「(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引き」をご確認ください。

### 2 変更届出様式・添付書類

#### (1) 変更届出書様式

産業廃棄物処理業変更届出書 様式第十一号(第十条の十関係)

特別管理産業廃棄物処理業変更届出書 様式第十七号(第十条の二十三関係)

#### (2) 添付書類

変更事項	添付書類
役員（代表者変更を含む）の変更	① 新旧対照表 ② 届出者（法人）の履歴事項全部証明書 ③ 新たに就任した役員の住民票（本籍記載） ④ 新たに就任した役員の登記されていないことの証明書 ⑤ 誓約書 ※ 退任のみの場合は①②を提出
政令使用人の変更	① 新旧対照表 ② 新たに就任した政令使用人の住民票（本籍記載） ③ 新たに就任した政令使用人の登記されていないことの証明書 ④ 誓約書 ※ 退任のみの場合は①を提出

株主等（法人の5%以上の株主又は出資者）の変更	① 新旧対照表 ② 新たな株主等の住民票（本籍記載） ③ 新たな株主等の登記されていないことの証明書 ④ 新たな株主等が法人の場合は履歴事項全部証明書 ⑤ 誓約書 ※ 減員のみ場合は①を提出
法定代理人の変更	① 新旧対照表 ② 新たな法定代理人の住民票（本籍記載） ③ 新たな法定代理人の登記されていないことの証明書 ④ 新たな法定代理人が法人の場合は履歴事項全部証明書 ⑤ 誓約書 ※ 減員のみ場合は①を提出
法人の名称の変更	① 定款又は寄附行為の写し ② 届出者（法人）の履歴事項全部証明書
運搬車両の変更	① 新旧対照表 ② 新たな運搬車両の自動車検査証の写し（電子化された自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項） ③ 新たな運搬車両の写真 ④ 届出者が所有者又は使用者でない場合は賃貸借契約書等の写し ※ 減車のみ場合は①を提出
事務所・事業場（駐車場）の所在地の変更	① 土地の登記事項証明書 ② 位置図及び見取図 ③ 届出者が土地の所有者でない場合は、賃貸借契約書等の写し
積替え保管施設の変更	内容が適当であるか事前協議を行います。施設設置の前に3R推進課へご相談ください。

※ 各種証明書は届出書の提出日以前3か月以内のものであること。

※ 住民票は本籍の記載のある抄本であり、マイナンバーの記載はないこと。